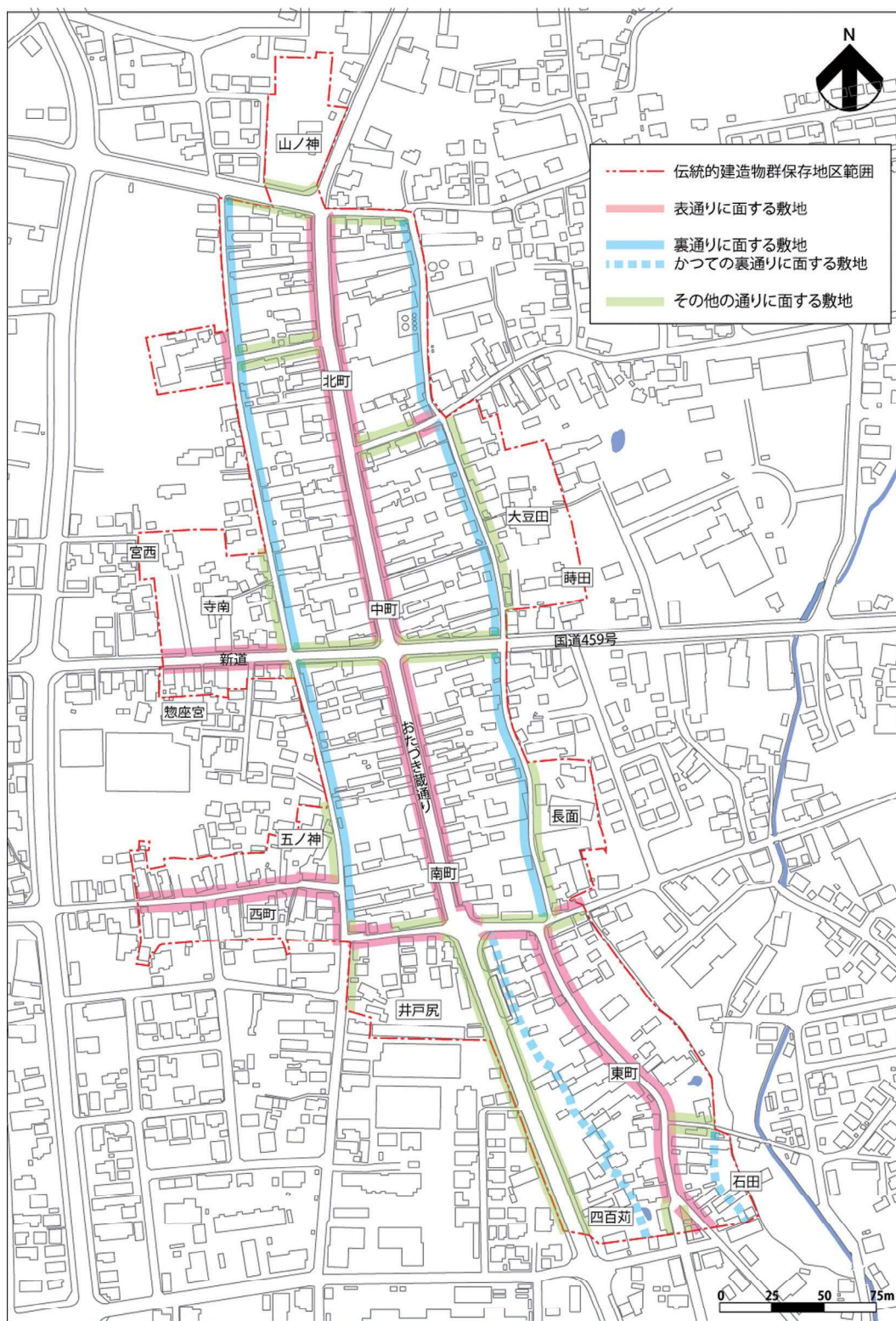


1. 敷地割り

小田付の敷地割りは、下図のように、表通りに面する敷地と裏通りに面する敷地に分けられます。なお、その他の通りに面する敷地とは、現代の新たな道路整備により発生した敷地を指します。



各エリアごとの敷地割りの特徴

エリア	敷地割りの特徴
表通り (主に北町・中町・南町)	敷地は、もとは表通りから東西の裏通りまで一続きである。 ●一部に裏通りを正面とする敷地が生じている。→敷地の奥行は、現状を維持するものとし、裏通り側を正面とする敷地はこれ以上増やさない。 ●合筆で間口の広い敷地が生じている。→間口の広くなった敷地（空地を含む）を再開発する場合は、もとの3.5～5間を意識した修景が望ましい。
大豆田（蒔田）	敷地は、表通りに比べて奥行が小さい。敷地の合筆は、あまり進んでいない。空地となっている敷地は少ない。 ●道路境界から壁面が後退している建物がある。→今後の修景を検討する。
新道 (表通りから東方)	●新道の開鑿で乱された敷地割がそのまま残る。→空地を再開発する場合は、もとの敷地割を意識した修景が望ましい。
新道 (表通りから西裏通り)	●新道の開鑿で乱された敷地割がそのまま残る。→空地を再開発する場合は、もとの敷地割を意識した修景が望ましい。
新道 (西裏通りから西方)	新道の開鑿により成立した敷地割である。西の裏通りと出雲神社の間の北側敷地は、表通りに比べて奥行が小さい。間口は4～5間程度である。西の裏通りの西方の南側敷地は、表通りに比べて間口が広く、奥行が小さい。
東町	敷地は裏の水路までである。 ●西側敷地は、国道の開鑿により不明瞭になっている。「あづまさ」から北へ建ち並ぶ土蔵の西妻がそろっており、これがもとの敷地の背面線である。→もとの背面線と国道の間に、新たに建物が建ち並ぶのは不適当である。 ●合筆で間口の広い敷地が生じている。→間口の広くなった敷地（空地を含む）を再開発する場合は、もとの3.5～5間を意識した修景が望ましい。
西町	敷地は、表通りに比べて間口、奥行ともやや小さい。敷地の合筆は、あまり進んでいない。

2. 配置（敷地の利用）

小田付の敷地配置はエリアごとに、a、b、cの3パターンに大別されます。

①北町・中町・南町・東町（表通りに面して間口・奥行が大きいもの）

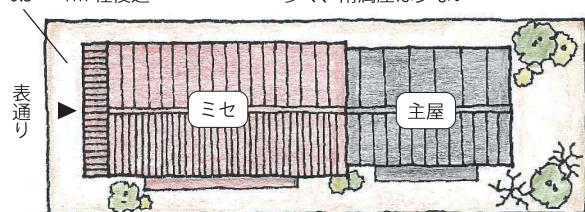
ミセの正面は道路境界から 表通りからミセ、主屋、 主屋は道路と直行する 附属屋は主屋の奥に並ぶ場合、
0.5～1m 程後退 附属屋の順に並ぶ 方向の棟 主屋と同じ棟の向きとするものが多い



表通りに面する附属屋は稀
表通りに面して二ツを設ける例は稀
→前庭は原則設けない
建物は敷地の北に寄せて建て、南に
通路を設け、空間（庭）をとる

②西町（枝路線である小荒井に抜ける通り）

ミセの正面は道路境界から 表通りからミセ、主屋と並ぶものが
0.5～1m 程後退 多く、附属屋は少ない



ミセは敷地の間口いっぱいに
建てるものが多い
主屋は敷地の東へ寄せるか、
西へ寄せるかは一定しない

③新道（明治期に造成された道路）

ミセの正面は道路境界から 表通りからミセ、主屋と並ぶ
0.3～0.5m 程後退 ものが多く、附属屋は少ない



ミセは敷地の間口いっぱいに
建てる
①と比べて奥行が短い

小田付の敷地配置 まとめ

表通りから奥へ
ミセ、主屋、附
属屋の順に並ぶ

建物は敷地の北に
寄せて建て、南に
空間（庭）をとる

ミセは表
通りに面
して建つ

ミセの南側に
主屋への通路
を設ける



これらの原則が小田付の
町並みの特徴づけている
ため、維持すること

3. 建物の規模と矩計

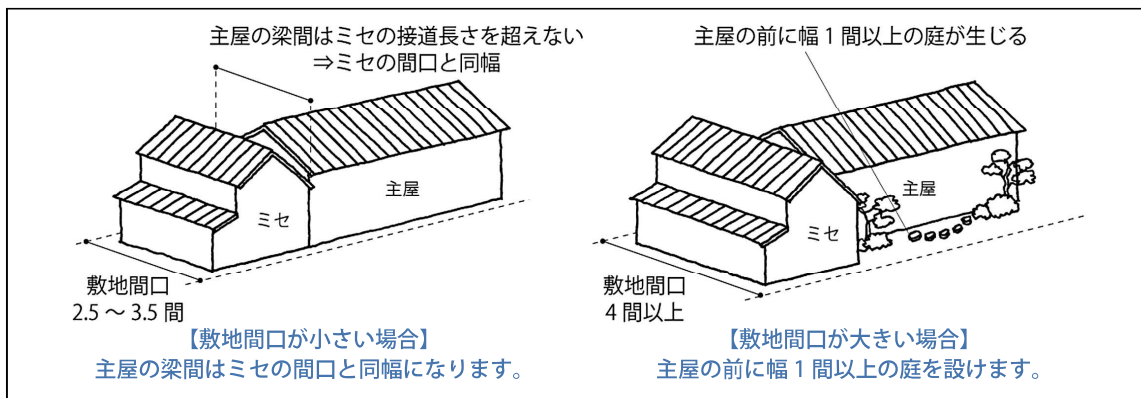
① ミセ

小田付のミセは、階数と入口方向で【ア】～【オ】の5パターンに大別されます。

	【ア】 平入・二階建・下屋付	【イ】 平入・平屋建・下屋付	【ウ】 平入・総二階建・ 一階庇付	【エ】 妻入・下屋付	【オ】 その他の形式
事例					
略図					
規模	小田付でもっとも多く、修景の基準とするべき形式	【ア】に次いで多い形式	比較的新しい形式で長屋に多い	小田付では4例のみ確認	主屋から葺き卸しのミセに下屋付、平屋など
矩計	25～7.5間 (2～2.5間が標準) 2～3間 (3.5～4間が最多) ●敷地間口に応じた建物間口で整備・修景していくのが望ましい	2～5間 (4.5間が最多) ※【ア】よりも小さい	戸建て：2.5～4間 長屋：4～6.5間 (新道の南側には長大な例がある) ▲表通りには見られないため原則許可しない ▲新道の長屋は景観的特徴であるが、新築では原則許可しない	2～3間 ▲事例が少ないため新築では原則許可しない	4.5～6間 ▲主屋から葺き下ろしのミセに下屋付は、古い形式だが新築では原則許可しない ▲平屋は特殊な例であるため新築では原則許可しない
矩計	建ちの低いもの：4～6m 建ちの高いもの：6～7m ※瓦葺の棟高を加えても総高は7m程度 0.3～0.6m 0.5～0.8m (0.8mは出桁形式がある) 1.8～2.7m (1.8～2.4mが標準) 建ちの低いもの：3.3～4.2m 建ちの高いもの：4.8～5.5m	※小川光枝家店舗の参考値 4.6m程度 2.5m程度	※長屋の場合 6～6.3m、7～7.3mの2群にわかれる ※瓦葺の棟高を加えても総高は7.8m程度 0.6～0.9m 2.7～3m 4.5～5.1m、5.4～6.3mの2群にわかれる ▲事例が少ないため新築では原則許可しない	▲事例が少ないため新築では原則許可しない	▲事例が少ないため新築では原則許可しない

②主屋

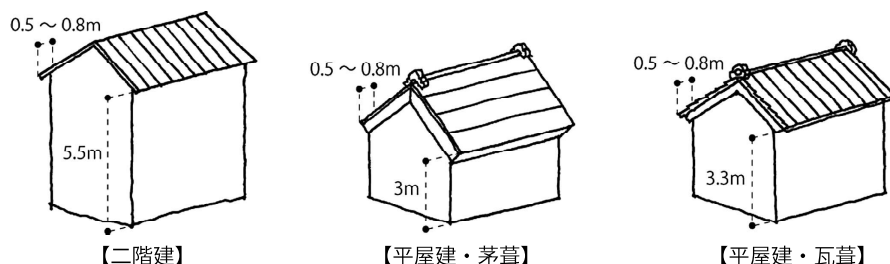
ミセの背面に接続する主屋は、平屋建、一部二階建、総二階建にわけられます。棟の方向は、原則道路と直交し、奥で鍵形に曲がるものが一部あります。



主屋の梁間は2.5間～4間が一般的で、3.5間とするものが最多です。したがって、敷地間口が4間以上になると主屋の前に庭が生じるようになります。

今後の新築では、梁間3.5～4間、桁行8間までを標準とします。梁間がこれを超える場合には1階のみ下屋を設けたり、桁行がこれを超える場合には別棟を連ねたりといった配慮が必要となります。

〈主屋の矩計〉



〈ミセと主屋の組み合わせ例〉

小田付では、ミセの棟上に主屋の棟端を見せる意匠があります。



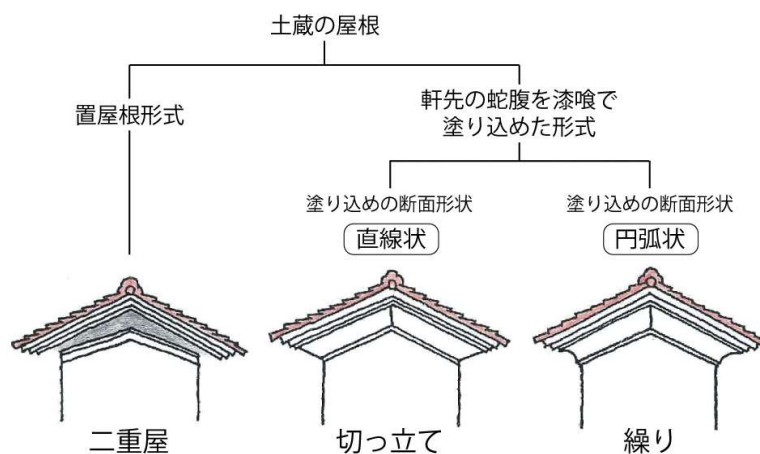
パターン A	パターン B	パターン C	パターン D
ミセ 二階建 下屋付 本屋の建ちが低い 主屋 平屋建 主屋の棟端がミセの棟を超えないことがある	ミセ 二階建 下屋付 本屋の建ちが高い 主屋 二階建 主屋の棟端がミセの棟を超えることがある	ミセ 平屋建 主屋 平屋建 主屋の棟端がミセの棟を超えることがある	ミセ 総二階建 主屋 平屋建

③土蔵

小田付には、店舗に用いた店蔵、家財蔵、商品蔵、米などを収めた穀蔵、醸造業の大規模な醸造蔵、内部に座敷を設けた座敷蔵などの土蔵造の建物があります。

商品蔵・家財蔵・文庫蔵	座敷蔵	醸造蔵
二階建が多く、平屋建は稀。 梁間…2～4間で、2.5～3.5間が標準。 桁行…2.5～10間で、4～7間が標準。 	小田付では4例しかない。 庭園とセットとなるため、庭の眺望を得るため一面の開口部が大きい。 	小田付を代表する産業施設である。 現存するものは保護するが、町の雰囲気が変わってしまうため、乱用はしない。 

土蔵の屋根には、置屋根形式の「二重屋」と軒先の蛇腹を漆喰で塗り込めたものがあり、塗り込めの断面形状には、直線状の「切っ立て」と円弧状の「繰り」があります。塗り込めのものも構造は置屋根で、置屋根の軒廻りに木摺下地を組んで漆喰を塗ります。



4. 屋根

〈形状〉

ミセ、主屋、土蔵のいずれも、切妻造が標準であり、寄棟造はごく一部です。今後の新築等においても、原則切妻造とします。



切妻造

寄棟造

〈葺材と色彩〉

近世末期までのおもな屋根葺材は、茅葺と板葺であったと考えられますが、現在の葺材は、瓦葺と金属板葺が主流です。一方、茅葺に鉄板を被せているものもあります。

瓦葺と金属板葺は、本屋根と下屋の両方に用いられます。ただし、本屋根は瓦葺が優位、下屋は金属板葺が優位で、逆になることは異例です。厳密な調査で確認された場合を除き、修理・修景では不可とします。

【瓦葺】

瓦葺は、明治中期に三津谷に窯が設けられてから普及しました。「喜多方瓦」は、釉薬の赤い色味と棟の役物に特徴があります。また、棟廻りの瓦に①雁振瓦を伏せる形式と、②箱形に組む形式があります。



今後の修理、修景では、色彩を「喜多方瓦」と同様の赤茶色系とします。棟廻りの瓦形式には、建物種別による使い分けはないので、どちらを用いてもよいこととします。



赤い色味の「喜多方瓦」



棟廻りの瓦 左：箱形に組む形式
右：雁振瓦を伏せる形式

【金属板葺】

金属板葺は、銅板葺が昭和初期以前から普及したと考えられます。昭和中期以降は、長尺の鉄板葺が多くなります。金属板の塗装色は赤系、青系ともに見られますが、量産品の範疇です。



今後の修理、修景では、色彩を「喜多方瓦」と同様の赤茶色系とします。



本屋根が瓦葺、下屋が金属板葺の事例

〈勾配〉

屋根勾配は屋根葺材によって異なります。また、本屋根と下屋で勾配が異なるものも多く、一般的には下屋の方が勾配は緩くなります。

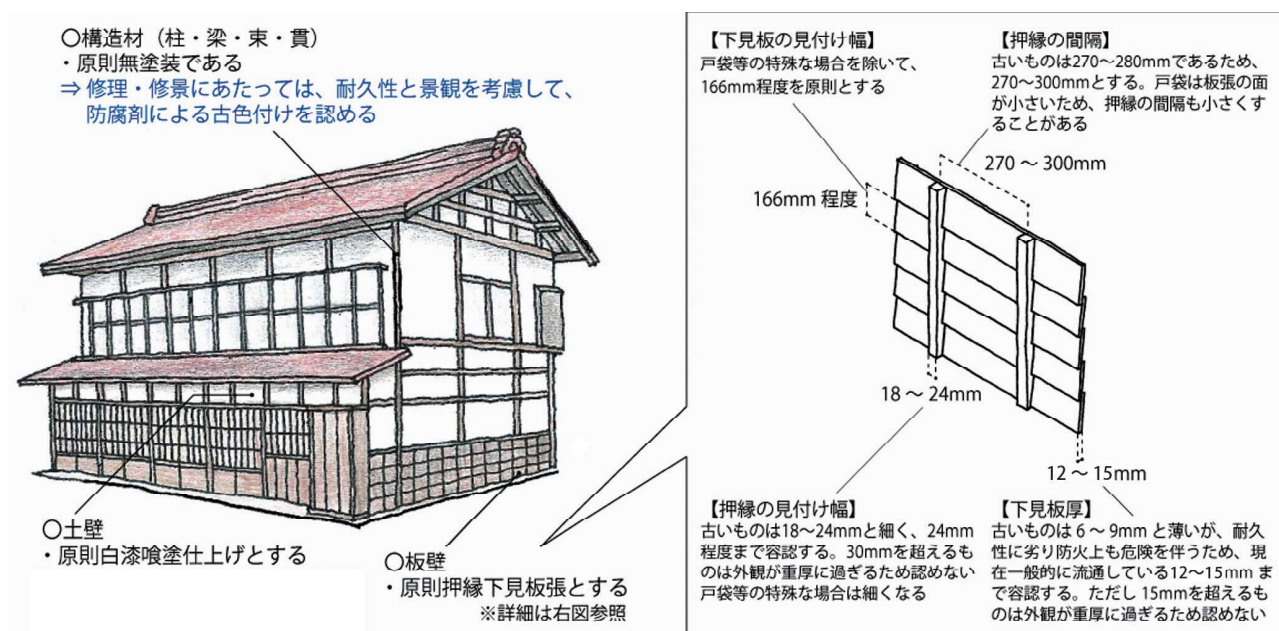
ミセ			主屋		土蔵
真壁造・瓦葺	真壁造・金属板葺	土蔵造（ミセグラ）	瓦葺	金属板葺	土蔵
4～6.5 寸 (5～6 寸が標準) 2～5 寸 (3.5～4 寸が標準)	4～6.5 寸 (5～5.5 寸が標準) 2～5 寸 (3.5 寸が標準)	3.5～5.5 寸 が標準（瓦葺） 瓦葺：3.5～4.5 寸 金属板葺：2 寸	4～5.5 寸 が標準	8 寸	置き屋根 4.5～7.5 寸 (4.5～6 寸が標準) 土塗り屋根 4～6.5 寸 (4～5.5 寸が標準)
本屋根と下屋の勾配の組み合わせは、0.5～1.5 寸の差をつけるものが多い ● 本屋根と下屋の勾配は、標準となる範囲内で勾配を違えることを可とする。ただし、本屋根よりも下屋の勾配を大きくすることは認めない					
茅葺の仮葺である ▲新築では原則認めない					
置き屋根と土塗り屋根の勾配の組み合わせは、0.5～1 寸の差をつけるものが多い ● 置き屋根と土塗り屋根の勾配は、標準となる範囲内で勾配を違えることを可とする					

※勾配は、水平距離 1 尺に対する立ち上がり寸法（寸）で示す
1 尺 ≒ 303mm
1 寸 ≒ 30.3mm

5. 外壁

〈真壁造〉

真壁造とは、柱・梁・束・貫等の構造材を現し、この間を土壁（白漆喰塗等）で仕上げる構法です。小田付では、建物種別に関わらず真壁造が多く見られます。また、外壁の腰部は板壁（下見板張等）とするものがあります。



〈大壁造〉

土塗の大壁造で、いわゆる土蔵造です。小田付には、店蔵・商品蔵・家財蔵・座敷蔵・醸造蔵などがありますが、仕様は共通しています。

白漆喰塗仕上げ



壁土による荒壁、中塗の上に十分に漆喰を塗り重ねて仕上げる。軒の蛇腹は木摺下地等に漆喰塗仕上げとする。

中塗仕上げ



壁土による荒壁、中塗で留め、漆喰塗を施さないものがある。ただし、なかには漆喰塗が全体として剥落しているものもあり、注意を要する。

⇒ 十分に調査し仕様を決定する。その際は蛇腹部や窓部の観察により判別可能である。

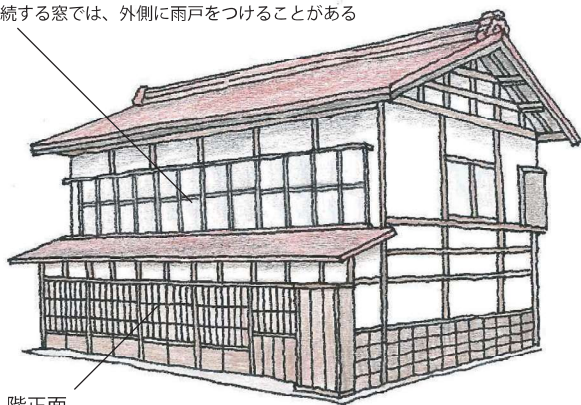
⇒ 中塗仕上げが当初である場合、白漆喰塗仕上げへの変更は認めない。

6. 建具

〈ミセ・真壁造〉

○2階正面

- ・本屋の柱筋に窓を開くものが多いが、連続窓や窓の間に壁が入るものもある
- ⇒ 連続窓では、1間、1.5間、2間の柱間に2枚または4枚引違いの建具を入れる
- ⇒ 連続窓では出窓の形式とするものもある
- ⇒ 連続しない窓は、本屋の柱間に合わせて0.5間、1間、1.5間の窓と壁を配する
- ・建具は木製とし、原則ガラス障子を用いる
- ⇒ 修景では、アルミサッシは認めない
- 居住のため必要な場合は、木製建具の内側に付加する
- ・連続する窓では、外側に木製の手摺をつけることがある
- ・連続する窓では、外側に雨戸をつけることがある



○1階正面

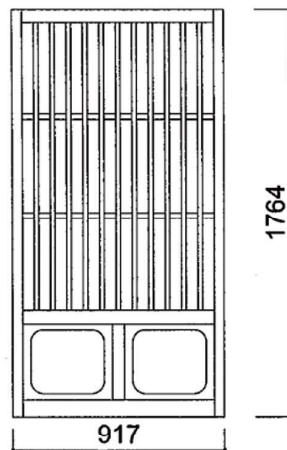
- ・下屋がつく場合、下屋の内部は土間となるため、正面間口いっぱいが出入口となる
- ⇒ 修景では、1階正面には原則窓を認めない
- ・下屋には床を張らないため、1階正面に格子をつける例は稀である
- ⇒ 他地域の町家にみられる格子や出格子は認めない
- ・下屋の軒桁下に1間または2間の間隔で柱を立て、柱間に2枚または4枚引違いの建具を入れる
- ⇒ 1階正面を開放とする例はない
- ・建具は木製とし、腰付きガラス障子、腰付きガラス格子戸などを用いる
- ⇒ 大判のガラスを用いて桟なしとするもの、正方形に近い桟割とするもの、縦が密な桟割とするものなどがある
- ⇒ 修景では、アルミサッシは認めない



1階正面（小原家ミセ）



1階正面（五十嵐家ミセ）

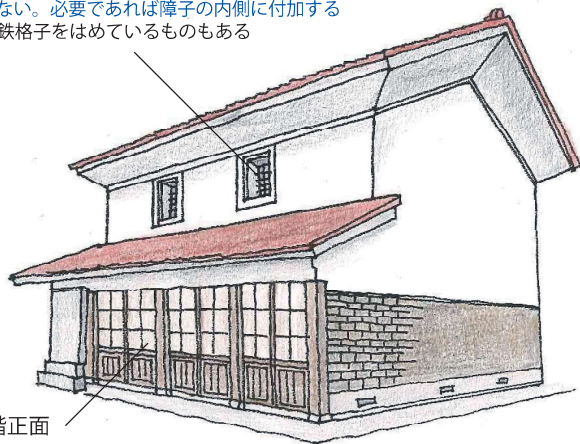


1階正面（小原家ミセ）

〈ミセ・土蔵造〉

○2階正面

- ・土壁に小さな窓を開けるが、窓は連続しない
- ・窓の外に開きの漆喰塗扉を付けるもの、漆喰塗扉を付けないものの両方がある
- ⇒ どちらも可とするが、間口5間程度では漆喰塗扉を付けない方がよい
- ・内側の建具は、裏白戸（板戸の外面に漆喰を塗ったもの）を片引きに入れる
- その内側は明り障子とガラス障子の両方がある
- ⇒ 裏白戸は普段引き込んでいたが、ミセグラを成立させる要素である
- ⇒ 内側は明り障子、ガラス障子のいずれも可とするが、修景ではアルミサッシは認めない。必要であれば障子の内側に付加する
- ・窓に鉄格子をはめているものもある



○1階正面

- ・原則、真壁造のミセに倣う
- ・1階正面には、外側に防火用の土戸を一筋溝で建て込むのが原則であり、建物の片端に戸袋を設ける
- ⇒ ミセグラで土戸の戸袋がないのは不自然であるため、修景では原則設けることとする



大森家ミセ



金忠ミセ



小原家ミセ

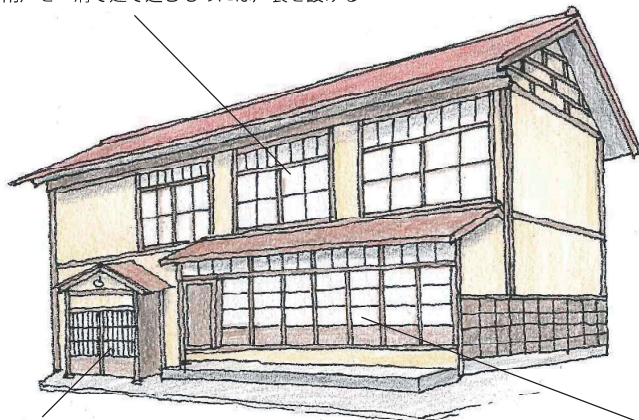


伊関家ミセ

〈主屋〉

○窓

- ・木製建具の引違い戸を原則とする。ガラス障子を標準とする
- ⇒ 修景では、アルミサッシュは認めない
- 居住のため必要な場合は、木製建具の内側に付加する
- ・雨戸を一溝で建て込むものには戸袋を設ける



○戸口（玄関）

- ・木製建具の引違い戸を原則とする。腰付きガラス障子、腰付きガラス格子戸など
- ⇒ 修景では、アルミサッシュや開き戸は認めない

○縁

- ・木製建具の引違い戸を原則とする。腰付きガラス障子を標準とする
- ⇒ 修景では、アルミサッシュは認めない
- 居住のため必要な場合は、木製建具の内側に付加する
- ・雨戸を一溝で建て込むものには戸袋を設ける



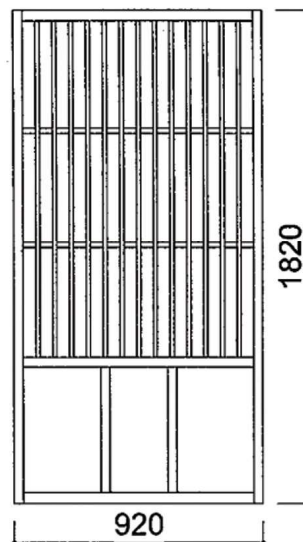
戸口（伊関家主屋）



戸口（金忠主屋）



縁（金忠主屋）

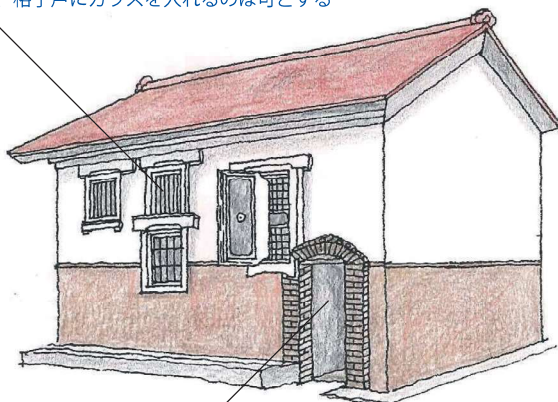


戸口（伊関家主屋）

〈土蔵〉

○窓

- ・窓の外に開きの漆喰塗扉を付けるもの、漆喰塗扉を付けないものの両方がある
- ・二階建の場合、上下階の窓位置をそろえて一連に枠どるものがある。外に漆喰塗扉を釣り込む場合は、上下階で一連とする
- ・建具は裏白戸を片引に建て込み、内に格子戸または明かり障子とする
- ⇒ 管理上、格子戸にガラスを入れるのは可とする



○戸口

- ・戸口を通りに面して設けるものは少数である。敷地の北側に寄せた土蔵では、南面の平入とするものが多い
- ⇒ 通りに面して戸口を新たに設けるのは原則不可とする
- ・戸口の前に前室を設けるものは少数である。したがって、戸口に漆喰塗の開き戸を釣り込むものは少なく、これが小田付の特徴でもある
- ⇒ 戸口に漆喰塗開き戸を付けるのは、原則不可とする



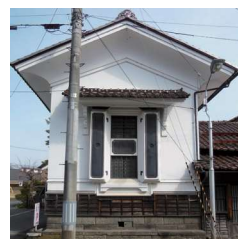
遠藤家土蔵



花摘家土蔵



松崎家土蔵

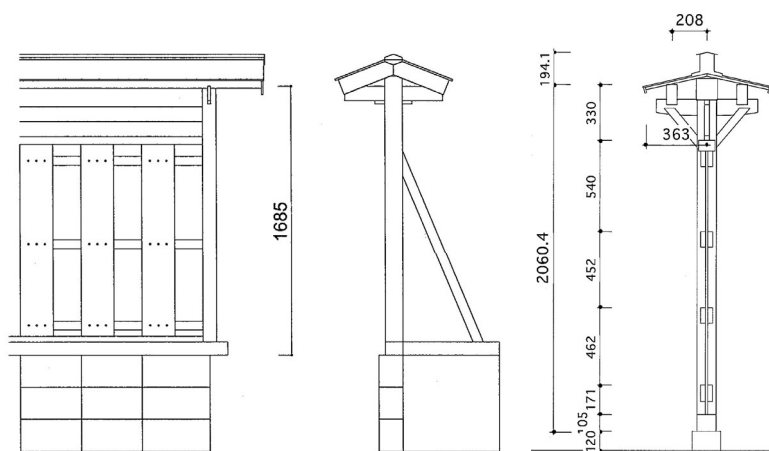


小原家土蔵

7. 工作物等

① 塀

- ・表通りに面して庭を設ける場合は、道路境に板塀を立てます。
- ・裏通りに面して塀を設ける場合も同様とします。
- ・隣地境を塀で限る場合も同様とします。
- ・モルタル塗やタイル貼りなどの塀は異例であるため、新たには認めません。
- ・ブロック塀は修景により板塀にしていきます。



正面図

側面図

▲金忠大和塀

▲大森家板塀

■表通りに面する庭を限る事例



小原酒造



大森家

② 石造物

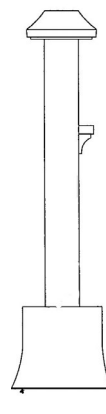
- ・古峯神社祠は、地区内の各所に存在します。
- ⇒伝統的な形式を維持するものとします。老朽化に伴い、改築する場合は旧部材の保存も検討します。
- ・出雲神社の鳥居は、現状維持とします。
- ・出雲神社の南側石柵は、現状維持とします。



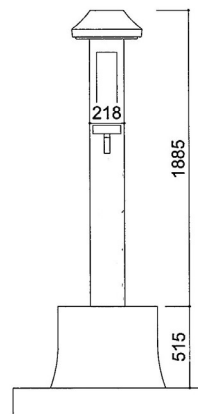
出雲神社の鳥居と石柵



古峯神社祠（明治 27 年）



南側立面図

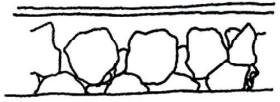
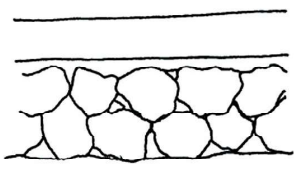
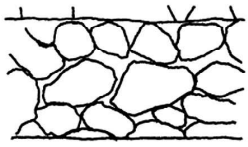
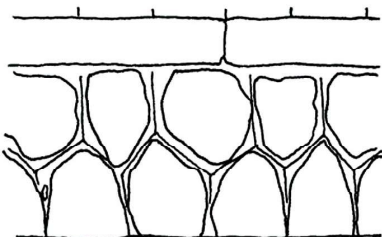
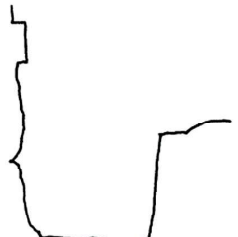


正面図

③水路

裏通りの水路の護岸は、大きな丸石を1段で縦に使うものが古く、次いでやや小ぶりの石を2段に使うものがあり、これらが伝統的な仕様です。石の継ぎ目は加工して密着させています。切石を2段以上積み、目地にモルタルを入れるものもあります。この工法の水路は、現状を維持する場合は容認しますが、新たには設けません。

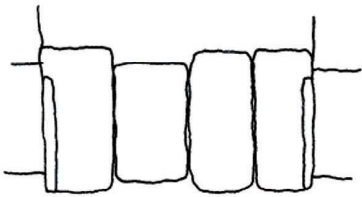
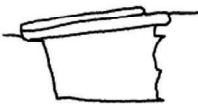
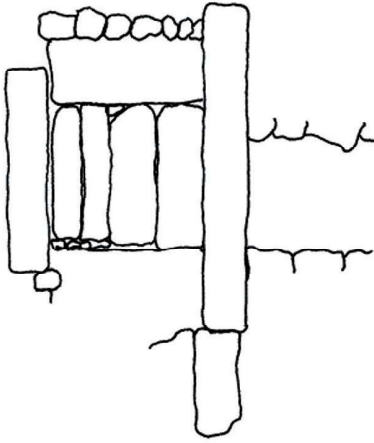
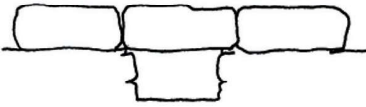
〈小田付の水路護岸一覧〉

	立面図	断面図	写真
1段 (満福寺南側の中堀)			
2段 (満福寺参道北側の中堀)			
中十小の組み合わせ (あつませと南隣)			
中十中の組み合わせ (あつませ)			
小十中の組み合わせ (満福寺南東側)			
大十大の組み合わせ (卓球ランド裏)			

④石橋

水路を渡るための橋は、板石を架け渡すものが古いため、この形式に復旧することを検討します。コンクリート製の橋を架けているものもありますが、新たには設けません。強度が必要な場合は、見え隠れに鉄骨等を挿入して補強します。

〈小田付の石橋一覧〉

	立面図	断面図	写真
あづまさ南隣の石橋			
花摘家の石橋			

0 20 40 60 80 100 [cm]



かつての表通りの石橋